

2025年3月25日

本社サービス部 人事課

出版文化社「育児休業諸制度の活用促進に向けた行動計画」
一次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」—

社員の更なる能力発揮を後押しするとともに、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を進める観点から、次の「行動計画」を策定・実行していくものとする。

目標	計画期間	対策	実施時期
(1) 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児中の社会保険免除など制度の周知や情報提供をさらに丁寧に行う。 ○2025.4 法改正への対応 ○2025.10 法改正への対応 ○その他、法改正への対応	2025.3 以降 ～2030.3	① 労使協定の締結 ② 就業規則の改訂 ③ リーフレットやパンフレットを配布し、社員へ周知のための説明会を実施	2025.3 2025.4 2025.4～9 (継続実施)
(2) 育児休業等を取得しやすい環境づくりのため、研修を行う。	2025.3 以降 ～2030.3	① 研修内容、研修時期を検討する ② 研修を実施する	2025.4～9 継続実施
(3) 子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。	2025.3 以降 ～2030.3	① 出産を控えている社員の情報について、日ごろより、人事課にて情報を収集・整理しておく。 ② 出産予定日の6か月前の段階で、育児休業を始めとした各種制度について個別に説明する機会を設ける。 ③ 出産予定日を間近に控えた2か月前の段階で、個別に要望内容を伺い、相談を受ける機会を設ける。	継続実施 対象者に随時実施

(4) 妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して、社員に配布し、制度の周知を図る。	2025.3 以降～2030.3	<ul style="list-style-type: none"> ① 母性健康管理についての情報収集を開始し、パンフレットの作成に着手する。 ② 制度に関するパンフレットを配布し、社員への周知を図る。 ③ 社内広報紙（年2～3回発行）等にも掲載し周知する。 	2025.4～9 2025.10～12 随時
(5) 計画期間における男性の平均育児休業取得率50%以上とし、100%を目標とする。	2025.3 以降～2030.3	<ul style="list-style-type: none"> ① 育児休業や短時間勤務制度を周知する。 ② 安心して休業を取得し、職場復帰できる環境に向けたハラスメント防止研修を実施する。 	継続実施 2025.4～9 (継続実施)
(6) フルタイム労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月30時間未満とする。	2025.3 以降～2030.3	<ul style="list-style-type: none"> ① 毎月、法定時間外・法定休日労働時間の集計を実施する。 ② 時間数の多い者については、注意喚起を行う。 ③ 在宅勤務制度、テレワーク制度を推進する。 	継続実施 随時 対象者に随時

以上